

申間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	串間市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(昭和50年串間市条例第35号)による重度心身障害者(児)医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	串間市子ども医療費助成に関する条例(平成13年串間市条例第5号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成20年串間市条例第22号)による母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	串間市障害者住宅改造助成事業実施要綱(平成11年串間市施行)による障害者住宅改造助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	串間市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減制度実施要綱(平成17年串間市施行)による介護保険利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	串間市第3子以降保育料軽減実施要綱(平成19年串間市告示第19号)による保育料軽減に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	串間市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成26年串間市告示第52号)による軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助を除く援助に関する事務であって規則で定

	めるもの
--	------

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報

		(以下「障害者関係情報」という。)、串間市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、串間市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

7 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）その他の法令による年金である給付の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は市において徴収する地方税等に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障害者（児）医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	串間市子ども医療費助成に關す	地方税関係情報又は医療保険

	る条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	給付関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例による母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	串間市障害者住宅改造助成事業実施要綱による障害者住宅改造助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報又は市において徴収する地方税等に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	串間市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減制度実施要綱による介護保険利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	串間市第3子以降保育料軽減実施要綱による保育料軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	串間市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱による軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、障害者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
17 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
18 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助を除く援助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	串間市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例に	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援

	よる母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの		助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助を除く援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

串間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、串間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年串間市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1に規定する規則で定める事務）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による成年後見制度利用支援事業に関する事務
- (2) 障害者総合支援法による自動車運転免許証取得及び改造助成事業に関する事務
- (3) 障害者総合支援法による訪問入浴サービス事業に関する事務
- (4) 障害者総合支援法による日常生活用具給付等事業に関する事務
- (5) 障害者総合支援法による移動支援事業に関する事務
- (6) 障害者総合支援法による日中一時支援事業に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（昭和50年串間市条例第35号）による重度心身障害者（児）医療費助成に係る交付申請、決定、現況届の提出、受給者証の返還等に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、串間市子ども医療費助成に関する条例（平成13年串間市条例第5号）による子ども

医療費助成に係る交付申請、決定、医療費給付並びに受給者証の交付及び返還に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成20年串間市条例第22号）による母子及び父子家庭等医療費助成に関する交付申請、決定、現況届の提出、受給者証の返還等に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、串間市障害者住宅改造助成事業実施要綱（平成11年串間市施行）による障害者住宅改造助成に係る申請、決定及び支払に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、串間市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減制度実施要綱（平成17年串間市施行）による介護保険利用者負担額軽減に関する申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、串間市第3子以降保育料軽減実施要綱（平成19年串間市告示第19号）による保育料軽減に関する申請、審査、決定、保育料算定等に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、串間市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成26年串間市告示第52号）による軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する交付申請、決定及び支払に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助を除く援助に関する申請、認定及び支払に関する事務とする。

（条例別表第2に規定する規則で定める事務及び特定個人情報）

第12条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情

報」という。)

ウ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

エ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報

カ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）

(2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 第1号に掲げる情報

第13条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 申請を行う保護者及び当該保護者と同一の世帯若しくは別世帯であるが生計を一にする者に係る市町村民税に関する情報

(2) 申請を行う保護者と同一の住所又は別住所であるが生計を一にする者に係る市町村民税に関する情報

第14条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又は これらの身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又は これらの身体障害者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

第15条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条及び次条において「要保護者等」という。）に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精

神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

イ 要保護者等に係る串間市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

ウ 要保護者等に係る串間市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

エ 要保護者等に係る串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第16条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報

イ 要保護者等に係る市町村民税、固定資産税及び軽自動車税並びに国民健康保険税に関する情報

ウ 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

オ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

カ 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

キ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

ク 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給、介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施、介護保険法第129条の介護保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）

ケ 要保護者等に係る障害者自立支援給付関係情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第17条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 知的障害者福祉法第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

第18条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第4条の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第19条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第20条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号の掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者関係情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民年金の支給、特定障害者に対する特定障害者給付金支給に関する情報

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報

カ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 障害者総合支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 障害者総合支援法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実

についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

- (4) 障害者総合支援法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 障害者総合支援法による成年後見制度利用支援事業の要件の判定に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該対象者又は当該対象者同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該対象者又は当該対象者同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
 - ウ 当該対象者に係る障害者関係情報
- (6) 障害者総合支援法による自動車運転免許証取得及び改造助成事業に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 申請者又は当該申請者同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
 - イ 申請者に係る障害者関係情報
- (7) 障害者総合支援法による訪問入浴サービス事業に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
 - ウ 申請者に係る障害者関係情報
- (8) 障害者総合支援法による日常生活用具給付事業に関する事務 前号に掲げる情報
- (9) 障害者総合支援法による移動支援事業に関する事務 第7号に掲げる情報及び障害者総合支援法による障害支援区分に関する情報
- (10) 障害者総合支援法による日中一時支援事業に関する事務 前号に掲げる情報

第21条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、重度心身障害者（児）医療費助成に係る交付申請、決定、現況届の提出、受給者証の返還等に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 申請者及び当該申請者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報
- (3) 申請者及び当該申請者同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (4) 申請者に係る障害者関係情報

第22条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、子ども医療費助成に係る交付申請、決定、医療費給付並びに受給者証の交付及び返還に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報と

する。

(1) 申請を行う保護者及び当該保護者と同一の世帯における児童手当受給対象者に係る市町村民税に関する情報

(2) 申請を行う保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第23条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、母子及び父子家庭等医療費助成に関する交付申請、決定、現況届の提出、受給者証の返還等に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 申請を行う保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 申請を行う保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

(3) 申請者及び当該申請者と同一世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第24条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、障害者住宅改造助成に係る申請、決定及び支払に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 申請者に係る障害者関係情報

(3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第25条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、介護保険利用者負担額軽減に関する申請に係る事実についての審査に係る事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 申請者に係る市町村民税に関する情報

(2) 申請者に係る介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報

(3) 申請者に係る生活保護実施関係情報

第26条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する交付申請、決定及び支払に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 申請を行う者、当該申請を行う者の配偶者及びその扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(2) 申請を行う者に係る障害者関係情報

(3) 申請を行う者、当該申請を行う者の配偶者及びその扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

第27条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する申請、認定及び支払の事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 申請者に係る児童扶養手当法第4条第1項の支給に関する事

務

第28条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助を除く援助に関する申請、認定及び支払の事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 申請者に係る児童扶養手当法第4条第1項の支給に関する事務

(条例別表第3に規定する規則で定める事務及び特定個人情報)

第29条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、串間市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成に関する審査及び返還等の事務とし、同項の規則で定める情報は、子ども医療費対象者において学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報による医療に要する費用についての給付情報とする。

第30条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例による母子及び父子家庭等医療費助成に関する審査及び返還等の事務とし、同項の規則で定める情報は、母子及び父子家庭等医療費対象者において学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報による医療に要する費用についての給付情報とする。

第31条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 申請者に係る児童扶養手当法第4条第1項の支給に関する事務

第32条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、学校教育法第19条による学用品費、修学旅行費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費及び学校給食費に係る援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 申請者に係る児童扶養手当法第4条第1項の支給に関する事務

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

